

ご 案 内

指定介護予防訪問リハビリテーション の利用料と個人負担金

群馬老人保健センター陽光苑
令和8年6月1日施行

◎ 介護保険適用額

基本サービス	区 分	単位数
	要支援1、2	298単位/回
各種加算	次の加算項目に該当した場合には、上記の単位数に加えて、下記単位数が必要になります。	
	① 短期集中個別リハビリテーション実施加算 退院(所)後又は認定日から3月以内	200単位/日
	② 口腔連携強化加算	50単位/月
	③ 医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わない場合	－50単位/回
	④ 利用開始月から12月を超えた期間に利用した場合	－30単位/回
	⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位/回
	⑥ 退院時共同指導加算	600単位/月
	⑦ 介護職員等処遇改善加算 基本サービス及び①～⑥の中で該当する加算の合計単位数の1.5%/月	
	⑧ 高齢者虐待防止措置未実施加算 基本サービス及び①～⑥の中で該当する加算の合計単位数の－1.0%/月	
	⑨ 業務継続計画未策定加算 基本サービス及び①～⑥の中で該当する加算の合計単位数の－1.0%/月	

＊ 基本サービスと各種加算分の1ヶ月の合計単位数に地域区分**7級地**(前橋市)の**費用基準1単位＝10円17銭**

で算出した額のうち、各利用者の負担割合に応じた額が個人負担金となります。

＊ 費用計算例(1割負担の方が週1度2回(20分×2)ご利用、1ヶ月4週の場合)の場合)			
(基本サービス費298単位+⑤6単位)×2回×4週+⑦36単位＝2,468単位			
介護報酬額	25,099円	【 2,468 × 10.17 ＝ 25,099円56銭(※) 】	(※)1円未満は切り捨て
保険請求額	22,589円	【 25,099 × 0.9 ＝ 22,589円1銭(※) 】	
自己負担金額	2,510円	【 25,099 － 22,589 ＝ 2,510円 】	

◎ 交通費は、次の区分により納入していただきます。

区 分	交通費
前橋市の区域(旧大胡町、旧粕川村、旧宮城村及び富士見村の区域を除く。)	無 料
上記以外の区域	区域の境界から1kmまで110円、2kmまで220円、更に1kmごとに110円を加えた金額とします。

＊ 交通費については消費税(10%)が含まれています。